

寝屋川市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日制定。以下「実施要綱」という。）第3条に規定する介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）及び実施要綱の例による。

(実施方法)

第3条 介護予防ケアマネジメント事業は、法115条の47第1項及び第4項の規定により、介護予防・日常生活支援総合事業の実施の委託を受けた地域包括支援センターが行うものとする。

2 地域包括支援センターは、法第115条の47第5項の規定に基づき、介護予防ケアマネジメント事業（初回に実施する介護予防ケアマネジメントを除く。）の一部を法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

(事業の内容)

第4条 介護予防ケアマネジメント事業は、寝屋川市において実施する介護予防・生活支援サービス（第1号事業）の利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切なアセスメント（第36条第7号に規定するアセスメントをいう。）を実施することにより、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者がそれを理解した上で目標の達成に取り組めるよう、サービスの利用等について検討し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）（以下「介護予防ケアプラン」という。）の作成、第6条に規定する自立支援型

地域ケア会議の開催及び出席、サービス提供の目標の達成状況の評価等を行うものとする。

(介護予防ケアマネジメント事業の対象者)

第5条 介護予防ケアマネジメント事業の対象者は、実施要綱第4条に規定する者とする。

(自立支援型地域ケア会議の開催)

第6条 地域包括支援センターは、利用者基本情報・介護予防ケアプラン及びその他関係書類を確認し、前条に規定する対象者の自立を支援する視点で、多職種により検討する自立支援型地域ケア会議を開催するものとする。

(利用手続)

第7条 介護予防ケアマネジメント事業を利用しようとする者（以下「利用申込者」という。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書に介護保険被保険者証を添付して市長に提出しなければならない。

2 居宅要支援被保険者が、省令95条の2の規定により、指定介護予防支援を受けることにつき市長に届け出ている場合には、前項の規定による届け出があったものとみなす。

3 市長は、第1項の届出があった場合は、その旨を受給者台帳に登録し、地域包括支援センター名を記載した介護保険被保険者証を発行するものとする。

(利用者負担)

第8条 介護予防ケアマネジメント事業利用者に係る費用は無料とする。

(事業費)

第9条 介護予防ケアマネジメント事業に要する費用（以下「介護予防ケアマネジメント費」という。）の額は、実施要綱第14条に規定する額とする。

2 介護予防ケアマネジメント費の算定については、実施要綱第14条に規定する他は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に規定される介護予防支援に係る規定に準ずるものとする。

(事業費に係る審査及び支払)

第 10 条 市長は、介護予防ケアマネジメント費に係る審査及び支払に関する事務を、法第 115 条の 47 第 6 項の規定により、大阪府国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(基本方針)

第 11 条 介護予防ケアマネジメント事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに地域の予防活動等（地域における予防活動、就業、ボランティア、趣味活動等をいう。以下同じ。）の場が、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の指定第 1 号事業者（実施要綱第 7 条第 2 項の規定により市長が指定する者をいう。以下同じ。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 地域包括支援センターは、事業の運営に当たっては、寝屋川市、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定第 1 号事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービス及び地域の予防活動等を含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

5 地域包括支援センターが委託を受けて実施する介護予防ケアマネジメント事業は、自ら及び指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者として行う指定介護予防支援と緊密に連携しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 12 条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業の提供の開

始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 23 条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防ケアプランが前条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第 13 条 地域包括支援センターは、正当な理由なく介護予防ケアマネジメント事業の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 14 条 地域包括支援センターは、当該地域包括支援センターの通常の事業の実施地域（当該地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント事業を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防ケアマネジメント事業を提供することが困難であると認めた場合は、他の地域包括支援センターの紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 15 条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業の提供を求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって、実施要綱第 4 条に規定する対象者に該当していることを確かめるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第 16 条 地域包括支援センターは、介護保険の被保険者の要支援認定に係る申請又は事業対象者の該当の有無の判断（以下「要支援認定等」という。）について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業の提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 地域包括支援センターは、遅くとも当該利用申込者が受けている要支援認定の有効期間が満了する 30 日前に要支援認定の更新の申請がなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 17 条 地域包括支援センターは、当該地域包括支援センターの担当職員（介護予防ケアマネジメント事業を担当する地域包括支援センターの職員をいう。以下同じ。）に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から身分を証する書類の提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(介護予防ケアマネジメント事業の業務の委託)

第 18 条 地域包括支援センターは、第 3 条第 2 項の規定により介護予防ケアマネジメント事業の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
- (2) 適切かつ効率的に介護予防ケアマネジメント事業の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、介護予防ケアマネジメント事業の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、従事する介護予防ケアマネジメント事業の業務を実施する介護支援専門員が、この要綱の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第 19 条 地域包括支援センターは、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、介護予防ケアプランにおいて位置付けられている指定第 1 号事業（実施要綱第 5 条第 1 項に規定する指定第 1 号事業をいう。以下同じ。）のうち法定代理受領サービス（法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により第 1 号事業支給費が利用者に代わり当該指定第 1 号事業者を支払われる場合の当該第 1 号事業支給費に係る指定第 1 号事業をいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文

書を提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防ケアプラン等の書類の交付)

第 20 条 地域包括支援センターは、要支援認定等を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市長への通知)

第 21 条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業の提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく介護給付等対象サービス（法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって第 1 号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第 22 条 地域包括支援センターの管理者は、当該地域包括支援センターの担当職員その他の従業者の管理、介護予防ケアマネジメント事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 地域包括支援センターの管理者は、当該地域包括支援センターの担当職員その他の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 23 条 地域包括支援センターは、地域包括支援センターごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防ケアマネジメント事業の提供方法及び内容
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第 24 条 地域包括支援センターは、利用者に対し適切な介護予防ケアマネジメント事業を提供できるよう、地域包括支援センターごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センターごとに、当該地域包括支援センターの担当職員によって介護予防ケアマネジメント事業を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 地域包括支援センターは、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域包括支援センターは、適切な介護予防ケアマネジメント事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(設備及び備品等)

第 25 条 地域包括支援センターは、事業を行うために必要な広さの区画を確保するとともに、介護予防ケアマネジメント事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第 26 条 地域包括支援センターは、担当職員その他の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第 27 条 地域包括支援センターは、地域包括支援センターの見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲

示しなければならない。

2 地域包括支援センターは、重要事項を記載した書面を地域包括支援センターに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 地域包括支援センターは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持)

第 28 条 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域包括支援センターは、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 地域包括支援センターは、サービス担当者会議（第 36 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第 29 条 地域包括支援センターは、地域包括支援センターについて広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(指定第 1 号事業者等からの利益収受の禁止等)

第 30 条 地域包括支援センター及び地域包括支援センターの管理者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、当該地域包括支援センターの担当職員に対して特定の指定第 1 号事業者、その他の保健医療サービス、福祉サービス、自発的な活動によるサービスを提供する者（以下「指定第 1 号事業者等」という。）によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 地域包括支援センターの担当職員は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定第 1 号事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 地域包括支援センター及びその従業者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定第 1 号事業者等によるサービスを利用さ

せることの対償として、当該指定第1号事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第31条 地域包括支援センターは、自ら提供した介護予防ケアマネジメント事業又は自らが介護予防ケアプランに位置付けた第1号事業のサービス及び住民による自発的な活動によるサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 地域包括支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域包括支援センターは、自ら提供した介護予防ケアマネジメント事業に関し、市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域包括支援センターは、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメント事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市長、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域包括支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメント事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第33条 地域包括支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(1) 地域包括支援センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

(2) 地域包括支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

第 34 条 地域包括支援センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 地域包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 地域包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 地域包括支援センターにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第 35 条 地域包括支援センターは、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 地域包括支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 地域包括支援センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 地域包括支援センターにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第 36 条 地域包括支援センターは、地域包括支援センターごとに経理を区分す

るとともに、介護予防ケアマネジメント事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第 37 条 地域包括支援センターは、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメント事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の末日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 40 条第 14 号に規定する指定第 1 号事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防ケアマネジメント台帳

ア 介護予防ケアプラン

イ 第 40 条第 7 号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第 40 条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第 40 条第 14 号に規定するモニタリングの結果の記録

オ 第 40 条第 15 号の規定による評価の結果の記録

(3) 第 40 条(2)の 2 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第 40 条(2)の 2 及び(2)の 3 において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 21 条の規定による市長への通知に係る記録

(5) 第 31 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第 32 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録)

第 38 条 地域包括支援センターは、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記

録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 地域包括支援センターは、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（介護予防ケアマネジメント事業の基本取扱方針）

第 39 条 介護予防ケアマネジメント事業は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

- 2 地域包括支援センターは、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切な第 1 号事業に係るサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防ケアプランを策定しなければならない。

- 3 地域包括支援センターは、自らその提供する介護予防ケアマネジメント事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業の提供に当たり、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（介護予防ケアマネジメント事業の具体的取扱方針）

第 40 条 介護予防ケアマネジメント事業の具体的取扱方針は、第 11 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 地域包括支援センターの管理者は、当該地域包括支援センターの担当職員に介護予防ケアプランの作成に関する業務を担当させるものとする。

- (2) 介護予防ケアマネジメント事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、第 1 号事業に係るサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

- (2)の 2 介護予防ケアマネジメント事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (3) 地域包括支援センターの担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に総合事業（実施要綱第3条に規定する事業をいう。以下同じ。）のサービス、総合事業のサービス以外の保健医療サービス若しくは福祉サービス、住民による自発的な活動によるサービス等の利用又は地域の予防活動等への参加が行われるようにしなければならない。
- (4) 地域包括支援センターの担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、第1号事業以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防ケアプラン上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 地域包括支援センターの担当職員は、介護予防ケアプランの作成の開始に当たっては、利用者による第1号事業に係るサービスの選択に資するよう、当該地域における第1号事業に係るサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 地域包括支援センターの担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 地域包括支援センターの担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 地域包括支援センターの担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定第1号事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防ケアプランの原案を作成しなければならない。
- (9) 地域包括支援センターの担当職員は、サービス担当者会議（地域包括支援センター担当職員が介護予防ケアプランの作成のために介護予防ケアプランの原案に位置付けた介護予防ケアマネジメント関連サービスの担当者（以下「サービス担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報をサービス担当者と共有するとともに、介護予防ケアプランの原案の内容について、サービス担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、第1号事業に係るサービスに対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 地域包括支援センターの担当職員は、介護予防ケアプランの原案に位置付けた介護予防ケアマネジメント関連サービスについて、第1号事業支給費の対象となるかどうかを区分した上で、介護予防ケアプランの原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 地域包括支援センターの担当職員は、介護予防ケアプランを作成した際には、介護予防ケアプランを利用者及びサービス担当者に交付しなければならない。

- (12) 地域包括支援センターの担当職員は、介護予防ケアプランに位置付けた指定第1号事業者に対して、当該第1号事業を実施するに当たって作成された計画の提出を求めるものとする。
- (13) 地域包括支援センターの担当職員は、指定第1号事業者に対して、介護予防ケアプランに基づき、当該第1号事業に係る計画の作成を指導するとともに、第1号事業に係るサービスの提供状況や必要に応じた利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (14) 地域包括支援センターの担当職員は、介護予防ケアプランの作成後、介護予防ケアプランの実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防ケアプランの変更、指定第1号事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (15) 地域包括支援センターの担当職員は、介護予防ケアプランに位置付けた期間が終了するときは、介護予防ケアプランの目標の達成状況について評価しなければならない。
- (16) 地域包括支援センターの担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定第1号事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも第1号事業に係るサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。
- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定通所型サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (17) 地域包括支援センターの担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防ケアプランの変更の必要性について、サービス担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合
- イ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- (18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防ケアプランの変更について準用する。
- (19) 地域包括支援センターの担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (20) 地域包括支援センターの担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所し

ようとする要支援者又は事業対象者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防ケアプランの作成等の援助を行うものとする。

- (21) 地域包括支援センターの担当職員は、利用者に管理すべき疾患があつて、第1号事業に係るサービスの利用等に当たって医師又は歯科医師の判断が必要と考えられる場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めなければならない。
- (22) 地域包括支援センターの担当職員は、利用者が提示する介護保険被保険者証に、認定審査会意見についての記載がある場合には、利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防ケアプランを作成しなければならない。
- (23) 地域包括支援センターの担当職員は、要支援認定等を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者による必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (24) 地域包括支援センターは、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議（以下「地域ケア会議」という。）から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（介護予防ケアマネジメント（初回）に係る具体的取扱方針）

第41条 介護予防ケアマネジメント（初回）の実施に当たっては、前条の規定のうち、次の各号に掲げる事項を省略することができる。

- (1) 前条第1項第8号に規定する介護予防ケアプランの原案に記載する内容のうち、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、目標を達成するための支援の留意点、目標を達成するために行うべき支援内容に係る期間
- (2) 前条第1項第9号に規定するサービス担当者会議の開催
- (3) 前条第1項第13号から第18号に規定する内容

2 介護予防ケアマネジメント（初回）の実施に当たっては、前条及び前項の規定によるもののほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 介護予防ケアプランに定める第1号事業に係るサービスの提供を開始す

る月の翌月から起算して3月以内に面接又は電話により利用者に連絡し、利用者の意向及び第1号事業に係るサービスの利用状況等を確認するとともに、必要に応じて、指定第1号事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(2) 前号の規定により連絡した内容を記録すること。

(介護予防ケアマネジメント事業の提供に当たっての留意点)

第42条 介護予防ケアマネジメント事業の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、第1号事業に係るサービスの提供者等とともに目標を共有すること。

(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。

(5) サービス担当者会議、地域ケア会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な総合事業のサービス以外の保健医療サービス若しくは福祉サービス、住民による自発的な活動によるサービス等又は地域の予防活動等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。

(6) 予防給付及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

(7) 介護予防ケアプランの策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。

(8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

(状況報告等)

第 43 条 市長は、必要と認めるときは、地域包括支援センターに対し、当該事業の実施状況について説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

2 地域包括支援センターは、市長が行う指導を遵守しなければならない。

(委任)

第 44 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。